

令和7年度



柳川市
YANAGAWA CITY

結婚新生活支援事業

新婚夫婦の

39歳
以下



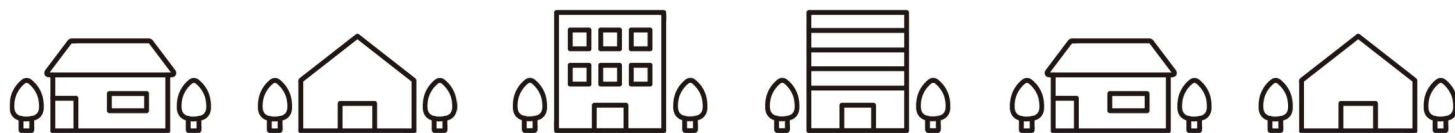
住宅取得費用を補助します

※令和7年4月1日から令和8年2月末までに支払った費用が補助の対象です

令和6年1月1日から

令和8年2月28日までに婚姻した人は

認定申請期限：令和8年2月末まで



婚姻日時点で夫婦ともに

29歳以下

最大 **60** 万円

婚姻日時点で夫婦ともに

39歳以下

最大 **30** 万円

詳しくは、企画課企画係へお問い合わせください

認定申請対象者

- ・令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までに婚姻した夫婦
- ・婚姻日時点で夫婦ともに 39 歳以下
- ・夫婦の所得の合計が 500 万円未満
(奨学金を返済した場合は返済額を控除)

認定申請期限

令和 8 年 2 月末まで

※住宅を取得する予定の人も、期限までに必ず申請してください

認定申請書類

- ・(様式第 1 号) 受給資格認定申請書
- ・婚姻日の記載のある戸籍謄本または婚姻届受理証明書
- ・申請日時点における直近の夫婦の所得証明書
- ・貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し(奨学金を返済した場合のみ)

交付申請対象者

- ・当該婚姻を機に自己の居住用の住宅を取得した
- ・住宅の所有権割合が 5 割以上(5 割の人が 2 人いる場合は、いずれか一方)
- ・本市に定住する意思を持ち、取得した住宅に居住し住民基本台帳に記録されている
- ・申請者を含む世帯全員が、柳川市の税金を滞納していない
- ・申請者を含む世帯全員が、暴力団員等でない

交付対象経費

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までに支払った住宅取得費用
※新築(注文住宅)または購入(建売、中古戸建、マンション)費用
※対象費用の 1,000 円未満は切り捨て

補助上限額

- ・婚姻日時点で夫婦ともに 29 歳以下 … 最大 60 万円
- ・婚姻日時点で夫婦ともに 39 歳以下 … 最大 30 万円

交付申請期限

- ・R6 年 1 月 1 日から R6 年 12 月 31 日までに婚姻 … 令和 8 年 2 月末まで
- ・R7 年 1 月 1 日から R8 年 2 月 28 日までに婚姻 … 令和 9 年 2 月末まで

詳しくは、企画課企画係へお問い合わせください

対象者に該当するひとは、住宅ローンの金利を引き下げる

【フラット 35】地域連携型(子育て支援)も利用できます

【お問い合わせ】

柳川市役所 企画課 企画係

〒832-8601 福岡県柳川市本町 87-1

TEL (直通) **0944-77-8423**

市 HP



「結婚新生活支援事業」